

海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱

（
制定29食産第5389号
平成30年3月30日
農林水産事務次官依命通知
）

改正 平成31年3月29日 30食産第4946号
改正 令和2年3月30日 元食産第5766号
改正 令和3年3月30日 2食産第6693号

（通則）

第1 農林水産大臣は、海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助率及び流用の禁止）

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

（申請手続）

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第5 農林水産大臣は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第3条第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第6 事業実施主体は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、農林水産大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農林水産大臣の承認を受けることができる。

3 農林水産大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式4号による遅延届出書を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(状況報告)

第12 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第8第1項による廃止の承認があったときを含む）

以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14 農林水産大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

- 第15 農林水産大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体に対して検討を求めることができる。
- 2 事業実施主体は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第13第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第13第4項に準じて農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第16 事業実施主体は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農林水産大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13第1項に準じて提出するものとする。
- 2 農林水産大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第17 農林水産大臣は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があ

った場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 間接事業実施主体が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接事業実施主体が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

- 第20 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき、帳簿、証拠書類、証拠物、台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

- 第21 交付決定額の下限は、3,500万円とする。
- ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び別表の区分の欄に掲げる食品産業グロー

バル展開推進事業及び食品産業海外展開支援事業については食料産業局長、フードバリューチェーン構築推進事業及びアフリカ農業プラットフォーム構築推進事業については総括審議官（国際）（国際担当を命ぜられた大臣官房総括審議官をいう。）が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第22 交付規則第7条の大臣が別に定める電子情報処理組織は、共通申請サービス等の補助金申請システム（以下「システム」という。）とする。

- 2 事業実施主体は、第3第1項の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による概算払請求、第12の規定による状況報告、第13第1項による実績報告、第13第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、システムを使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより所要の事項を入力した電磁的記録によるものとする。
- 4 農林水産大臣は、第2項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 5 事業実施主体が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第23 事業実施主体は、間接事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第2、第7～10、第12～20の規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべき条件を付さなければならない。

（実績報告書の提出期限の特例）

第24 実施要綱別表1の事業において、事業実施主体に対し補助金等の全額が概算払により交付された場合における実績報告の提出期限は、交付規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。

附 則

この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第2、第9関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
海外農業・貿易投資環境調査分析事業			補助事業に要する経費の30%を超える増減	
1 食品産業グローバル展開推進事業	独立行政法人日本貿易振興機構が実施要綱に基づいて実施する事業に要する1の経費及び公募・選定した事業実施者に対して補助する場合における当該補助に要する2の経費 1 事業実施者の選考等に係る経費 2 ロシアにおける事業可能性調査・実証事業費 （1）協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーキング活動に係る経費 （2）個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣や関係者招へいに係る経費 （3）事業可能性調査や実証等（2（1）の事業に該当する取組を除く）に係る経費	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる（1）から（3）までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業の追加、中止又は廃止
2 食品産業海外展開支援事業				
(1) ロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定 額		
(2) 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定 額		
(3) 日本食提供拠点構築支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
3	1 外食産業等の海外展開支援事業費	定 額	経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
	2 日本人日本食料理人の海外展開支援事業費 （１）国内セミナー・研修費 （２）海外研修費			
	フードバリューチェーン構築推進事業			
	(1) 事業化可能性調査支援事業			
	(2) 専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業			
	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定 額	経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費	定 額		
	1 専門家派遣 2 相手国関係者招へい	定 額		
	(3) ネットワーキング活動支援事業	定 額		
4	アフリカ農業プラットフォーム構築推進事業	定 額		

別記様式第1号（第3関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次の1及び2の記載は、省略するものとする。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

（注） 事業の目的及び事業の内容については、海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※海外農業・貿易 投資環境調査分析 事業補助金交付要 綱の別表の区分の 欄に掲げる区分及 び経費の欄に掲げ る事業とその経費 を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、事業実施主体ごとに必要な事業を記載すること。
- 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 3 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

4 補助事業の完了予定年月 ○○年○○月○○日

5 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）

（注1） この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

（注2） 補助金交付規程は、間接事業実施主体にのみ添付すること。

（注3） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注4） 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料がある場合は、当該ウェブサイトの特定に必要なURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第7関係、第23関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、「中止」の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」{とする。

（注2） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のないものは省略できる。）

別記様式第4号（第10関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第11関係）

〇〇年度 第海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官 署 支 出 官 農林水産大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在											
区 分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況報告 〇年〇 月末日 の出来 高	今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高		
	円	円		%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された記載すること。
- 2 下線部は第11条第1項ただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第12関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第12の規定により、その遂行状況（〇〇年12月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年12月末日までに 完了したもの		○年12月末日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

- （注） 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※海外農業・貿易投資 環境調査分析事業補助 金交付要綱の別表 1 の 区分の欄に掲げる区分 及び経費の欄に掲げる 事業とその経費を記載 する。				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 収支精算
- (1)収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

- (2)支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄には、「3 経費の配分及び負担区分」の「区分」に記載した事業名を記載する。

- 6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告書と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付し、経費以外のものは交付申請書又は変更等承認申請書に添付し

たもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

- 5 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号（第13第2項関係）

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち 年度内支出済額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出済額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額とするものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号 (第13第4項関係)

〇〇年度 海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金について、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第20関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度				年度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事業の内容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。